入 札 説 明 書

【県営林産物売買契約】

1 入札への参加申込について

県営林産物売払いの一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

一般競争入札による売却とは、複数の申込者が価格を競い合い、佐賀県があらかじめ作成した予定 価格以上で、最も高い価格をつけた者に購入していただく方法です。

入札に参加を希望される方は、この入札説明書を熟読のうえ入札してください。

この場合において、この入札説明書について疑義がある場合は、説明を求めることができます。ただし、入札後に、内容等についての不知又は不明を理由として疑義を申し立てることはできません。

申込先及び問い合わせ先

〒847-0861 佐賀県唐津市二タ子3-1-5

佐賀県唐津農林事務所 総務課

電話: 0955-73-1661 FAX: 0955-74-7975

E-mail: karatsunourin@pref.saga.lg.jp

申込様式は、佐賀県のホームページからもダウンロードできます。

2 入札の日時等について

公告目

令和5年11月20日(月)

入札に付する物件及び数量

物件:平野県行造林

佐賀県唐津市大字天川字平野 1500-72 の立木 (2.39ha)

数量:スギ 56~58 年生 立木材積 823.486 ㎡ (2,969 本)

ヒノキ 43 年生 立木材積 71.382 ㎡ (372 本)

物件の搬出期間:契約締結日~14か月以内

入札の日時

令和5年12月18日(月)

入札受付10時00分受付締切10時20分入札開始10時30分

入札の場所

佐賀県唐津市二タ子3-1-5 唐津総合庁舎 大会議室

電話: 0955-73-1661 FAX: 0955-74-7975

3 入札保証金について

入札保証金は、その物件に係わる入札書記載金額に100分の110を乗じて得た額の100分の5以上を次により入札日時までに納付してください。なお、佐賀県財務規則第103条第3項第3号の規定に基づき、入札保証金を免除されたい場合は、過去2年間の県営林産物売払い実績が分かる契約書の写しを提出してください。

(1) 現金

現金は入札日の持参のみ可能とし、入札日前の納付については、事前に佐賀県唐津農林事務所 総務課へ連絡の上、納入通知書により金融機関へ納付してください。

(2) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きした手形等

入札保証金は落札者以外は入札終了後返還します。ただし、落札者については、契約締結時まで 預かり、契約締結後、契約保証金に充当します。入札保証金として100分の10以上の金額を納付されれば、契約保証金を追加納付される手間がかからず、契約締結までの期間が短縮されます。

また、1回で落札しない場合は、再度入札を行います(原則3回を限度として行います)ので、再度入札を見越した額を最初から納付するようにしてください。

(例) 入札書に記載する金額が100万円の場合

入札保証金 = (100 万円 + 100 万円 × 10%) × 100 分の 5 以上 = 55,000 円以上

4 入札の参加資格について

この入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。 なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しないものとします。

地方自治法施行令

(一般競争入札参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を 締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 佐賀県木材業者及び製材業者登録条例(昭和40年佐賀県条例第52号)による木材業者の 登録を受けた者。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキ に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって 暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に 暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 入札参加届の提出について

提出書類

(1) 「一般競争入札参加申込書」(様式第1号)、「競争入札参加資格確認申請書」及び「誓約書」

入札参加申込書の提出等

- (1) 一般競争入札参加申込書、競争入札参加資格確認申請書及び誓約書の提出
- ア 提出期限 令和5年11月21日(火)から令和5年12月11日(月)までの9時から 17時まで。ただし、土曜、日曜日、祝日を除きます。
- イ 提出場所 1の申込先
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参を原則としますが、郵送で行う場合は、書留郵便によることとし、提出期 間内に必着するようにしてください。
- オ その他 提出書類に不備があるもの及び提出期間内に補正が行われなかったものは受け 付けません。

入札参加資格の喪失

入札参加資格を有する旨の確認を受けた者が、その後資格要件を満たさなくなったとき又は入札 参加資格確認申請提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加することができ ません。

6 入札について

入札方法等

- (1) 入札書(様式第2号)には、本入札に係る買取り金額の総額(消費税を除く。)を記載することとします。
- (2) 電送、郵送による入札は認めません。
- (3) 入札参加者は、印鑑、本人確認のための身分証明書(保険証、運転免許証、木材業者登録の 写し等)を持参してください。
- (4) 代理人をもって入札する場合は、委任状を様式第3号により作成のうえ持参してください。 この場合、入札書には入札参加者の住所、氏名又は名称若しくは商号及び当該代理人の氏名 を記載し、入札参加者及び当該代理人の印を押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)してお かなければなりません。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正箇所を二重線で上書きしたうえで、当該箇所に押印しておかなければなりません。ただし、金額欄を訂正することはできません。
- (6) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、差換え又は撤回をすることができ

ません。

(7) 入札回数は、原則として3回を限度とします。

開札

開札は、入札書提出後直ちに入札者又はその代理人の立ち会いのうえ行います。

落札者の決定方法

- (1) 入札金額が本県が作成した予定価格以上の金額で、最高の価格をもって有効な入札を行った 入札者を落札者とします。
- (2) 最高金額の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。
- (3) 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名(法人の場合はその名称)及び落札金額を、 落札者がないときは、最高入札金額を入札者にお知らせします。
- (4) 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としないことがあります。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとします。

再度入札

- (1) 第1回目の開札の結果、落札者がないとき(最高入札金額が本県で作成した予定価格に達していない場合)は、直ちに再度入札を行います。
- (2) 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項 第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最高金額を記載した入 札者と随意契約の交渉を行うことがあります。

入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

- (1)参加する資格のない者
- (2) 当該競争について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 入札保証金を納入しない者及び入札保証金の納入額が不足する者
- (5) 一人で二以上の入札をした者
- (6) 代理人でその資格のない者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。なお、この場合の損害は入札者の 負担となります。

- (1) 競争に参加し、及びこれに関係を有するものが、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
- (2) 地形又は工作物の変動により、その目的を達成することができなくなったとき。
- (3) 事業の廃止又は変更その他必要があると認められるとき。

情報公開

- (1) 入札成績表は、落札決定後は問い合わせがあれば誰にでも公開します。
- (2) 本県が作成した予定価格は、契約締結後は公開することがあります。

その他の注意事項

- (1) 売買契約締結時から売買物件の引渡しの日までの間において、県の責めに帰すことのできない 理由により、売買物件の消失、き損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担とします。
- (2) 落札者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足とその他隠れた瑕疵のあることを発見しても、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (3) 入札者および代理人が各書類に使用する印鑑は、各書類とも同じものを使用してください。
- (4) 売買契約は、一般競争入札参加申込書に記載された名義で行います。
- (5) その他この入札説明書に定めのない事項については、佐賀県財務規則その他関係法令等の定めるところによります。

7 質問及び回答

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、様式第4号「県営林産物売払いに係る質問・回答書」により行うこととします。

- (1) 質問提出期限 令和5年12月11日(月) 17時まで ただし、土曜、日曜日、祝日を除きます。
- (2) 質問提出方法 持参又はFAX・E-mailによる。

(FAX·E-mail の場合は電話にて到着の確認を行うこと。)

- (3) 回答期間 令和5年12月13日(水) 17時まで
- (4) 回答方法 E-mail 又は FAX による。

回答は、入札参加申込書を提出した者すべてに送付します。

8 売買契約の締結について

- (1) 県営林産物売買契約書(以下、「契約書」とする。)は別添のとおりですので、十分に内容をご確認ください。
- (2) 落札後、落札者に落札決定書をお渡しします。
- (3) 契約書については、落札後にお渡しし、入札の翌日から7日以内(土、日及び祝祭日を除く) に契約書に押印のうえ佐賀県唐津農林事務所総務課に持参あるいは書留郵便により郵送して ください。
- (4) 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
- (5) 入札の翌日から7日以内に落札者が契約書を提出しない場合、当該落札は無効になり、入札 保証金は県に帰属することになりますので、ご注意ください。
- (6) 契約の確定は、契約保証金を受領の上、提出された契約書を県が審査し、押印したときになります。
- (7) 契約者が、契約書に規定する義務を履行しない場合は、契約を解除し、契約保証金は返還しません。

9 契約保証金について

落札者は、契約の履行を保証するため、契約締結日(県が指示する日)以前に、契約予定金額の100分の10に相当する額(円未満切り上げ、入札保証金を差し引いた金額)又は3の(2)に掲げる手形等を契約保証金として納めていただきます。なお、佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定に基づき、契約保証金を免除されたい場合は、過去2年間の県営林産物売払い実績が分かる契約書の写しを提出してください。

10 売買代金の納入について

- (1) 売買代金について、佐賀県が納入通知書兼領収証書を作成し、郵送しますので、その納入通知書兼領収証書に記載された納入期限内に佐賀県指定の金融機関で納めていただきます。
- (2) 売買代金は、契約締結時に納めていただいた契約保証金を充当することもできます。
- (3) 納付して頂いた売買代金については、納付された金融機関から佐賀銀行県庁支店に届くまで 日数を要する(約1週間)場合がありますので、振込みを確認するため、金融機関の領収印が 押印された本人控えの写しを提出(FAX可)してください。又その旨御連絡ください。
- (4) 納入期限内に売買代金を納付しない場合は、当該契約は無効になり、契約保証金は県に帰属することになりますので、ご注意ください。

11 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類等による個人情報の取り扱いについては、入札、契約締結等、本来の目的を 達成するために使用することとし、佐賀県唐津農林事務所により管理、処理をいたします。 詳しくは、佐賀県HPの「佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム」をご覧ください。
- (3) 本入札執行ついては、地方自治法、地方自治法施行令、佐賀県財務規則及び佐賀県公有財産 規則の定めるところによります。
- (4) 提出書類の作成に要した費用、その他の入札参加に要した経費は、入札者の負担とします。
- (5) 現場説明を下記のとおり行いますので、参加を希望される方は令和5年11月27日(月) 17時までに、佐賀県唐津農林事務所林務課普及担当(TEL0955-73-9348)へ連絡をお願いします。

ア 日 時:令和5年11月29日(水) 10:00~

イ 集合場所:道の駅 厳木風ふるさと館 駐車場 (別添図参照)